

西九州大学における研究費の使用に関する行動規範

(平成21年6月16日学長裁定)

この行動規範は、研究費を使用する上での西九州大学の教職員等としての取り組みの指針を明らかにするものである。

1. 教職員等は、研究費の使用にあたっては、法令や関係規則および学内の諸規則を遵守することとする。
2. 教職員等は、公的研究費は国民の税金であることを認識し、社会の信頼に応えるため、不正及び不適切な使用を行わない。
3. 教職員等は、研究費の不正な使用を防止するために、透明かつ現実性のある管理・監査体制を整備する。
4. 教職員等は、細心の注意をもって、研究費の適正な執行管理に努める。
5. 教職員等は、不断に不正発生の要因除去に努め、別に定める研究費の使用に関する「不正防止計画」に基づき行動する。